社会保険 いわて

9
奇数月発行
2026No.839

一般財団法人 岩手県社会保険協会
〒020-0021 盛岡市中央通1丁目6番26号
TEL.019-625-2772 FAX.019-626-0252
URL：https://www.syahokyo-iwate.com/

● 日本年金機構 P2-3 ●標準報酬決定通知書を送付します ●スマホでねんきんネット始めませんか ●届出誤りが多い事例、Q&Aの紹介
● 全国健康保険協会 岩手支部 P4-6 ●協会けんぽ 2025(令和7)年度決算のお知らせ ●令和8年度 被扶養者資格再確認のご協力のお願い ●健康サポート(特定保健指導)のご案内
● 岩手県社会保険労務士会 P7 ●社労士通信 vol.39
● 社会保険協会 P8 ●会費納入の御礼とお願い ●施設利用会員証(WEB版)のご案内



「観光とお腹を満腹にする秋の旅行」

県内各地をお弁当という楽しみで巡ってみるのが楽しく美味しい県内旅と言えます。沿岸や内陸特産や名物などを目当てに向かうだけで、観光目的とは違う貢献に巡り合えると思います。

「?」と思うお弁当が平泉で楽しめるのですが、なんとウニ満載の駅弁があるのをご存じですか？「平泉うにごはん」というもの！平泉と言えば黄金ですね。その黄金色を見立てウニを敷き詰めたのでしょう、内陸なのにウニを堪能できるなど、お弁当にはそんな楽しさの一面もあり、知って楽しく食べて美味しい秋の旅を是非♬

令和5年10月からスタートのインボイス制度について

当協会は年会費のみで事業運営を行っており、収益事業は行っていない「免税事業者」です。

「年会費」は不課税取引となりますので、「インボイス制度に伴う適格請求書発行事業者登録番号」の取得は行っておりません。

記 事 提 供：日本年金機構盛岡年金事務所、全国健康保険協会岩手支部
岩手県社会保険労務士会
編集・発行：一般財団法人岩手県社会保険協会

職場で回覧しましょう

標準報酬決定通知書を送付します

7月に届出された算定基礎届により決定された被保険者の新しい標準報酬月額をお知らせする「標準報酬決定通知書」を送付します。

給与明細書等に記載するなどして、従業員に対し新しい標準報酬月額を必ずお知らせいただくようお願いいたします。

この新しい標準報酬月額に基づいて、9月分からの健康保険料及び厚生年金保険料が10月より納入告知されますので、必ず給与引き去り分及び事業主負担分と合致するかご確認いただき、不一致の際には年金事務所までお問い合わせください。

なお、郵送される保険料納入告知額・領収済額通知書等を待たずに少しでも早く保険料額を突合されたい場合は、電子送付(オンライン事業所年金情報サービス)をご利用ください。

※電子申請の際に電子通知書を希望された事業所様へは、個人単位の通知書データとなりますが、複数名単位の一覧表形式をご希望の場合には、変換ファイルを日本年金機構のHPに掲載しておりますのでご利用ください。

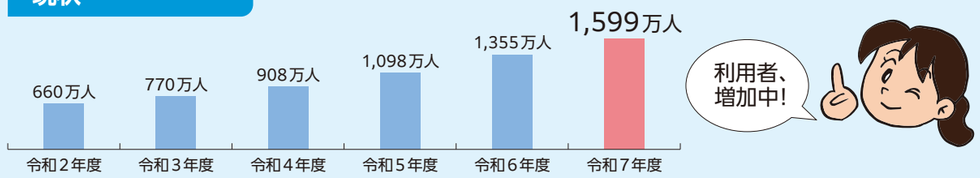
スマホで『ねんきんネット』始めませんか

「ねんきんネット」は、ご本人が**年金加入記録の確認や年金見込額の試算**等を**インターネット上で実施できるサービス**です。**マイナンバーカードを利用**し、**マイナポータルにログイン**の上、**ねんきんネットの登録が簡単**にできます。

サービスの概要

機　能		概　要
年金記録	年金記録の確認	・ご自身の年金記録を**月別や制度(国民年金、厚生年金保険、船員保険)別で確認**することができます。
	持ち主不明記録検索	・持ち主が分からない年金記録(未確認記録)を検索できます。 ・すでに亡くなられた方の年金記録をご遺族の方が検索することもできます。 ※記録が判明した場合は、お近くの年金事務所へご相談下さい。
年金見込額の試算		・**簡単な操作**で、現在の加入条件が60歳まで継続すると仮定した年金見込額を試算できます。 ・また、お客様ご自身で**様々な条件を設定することで、詳細な年金見込額も試算**できます。
通知書	通知書の確認	・日本年金機構から送付する以下の**通知書などをPDFファイルで確認**できます。 ▶厚生年金保険／国民年金被保険者の方 ⇒ ねんきん定期便 ▶国民年金保険料を納付した方 ⇒ 社会保険料(国民年金保険料)控除証明書 ▶年金受給者の方 ⇒ 公的年金等の源泉徴収票、年金振込通知書　等 ・また、一部通知書は電子送付し、紙の郵送を止めることもできます。
	通知書の再交付申請	・通知書をねんきんネットから再交付申請することができます。 ・なお、「公的年金等の源泉徴収票」及び「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」は、電子通知書の再交付申請を行うこともできます。
国民年金保険料の納付		・お手元に紙の納付書がなくても、ねんきんネット上に保険料の納付に必要な情報が表示され、**インターネットネットバンキング等を利用して、納付**することができます。

現状



届出誤りが多い事例、Q&Aの紹介

報酬・賞与の範囲

事例

給与規程等により支給することが定められている手当について資格取得時の報酬に含めていない。

資格取得時の報酬月額は、基本給の他に、通勤手当、役職手当、扶養手当、住宅手当、超過勤務手当(※)等、給与規程等により支給することが定められている諸手当など労務の対償となるすべての報酬を含みます。

※1　超過勤務手当などの非固定的賃金は、同様の業務に従事する者を参考として支給見込み額を算出し、報酬に加算する必要があります。
　なお、超過勤務手当などの非固定的賃金について、支給見込み額が当初の算定額より増減した場合でも、資格取得時の報酬訂正はできません。

※2　仮に、入社後に従業員から手当の申請が行われ、実態を確認したことにより、初回の給与支給に間に合わず、翌月以降に支給された場合であっても、資格取得時の報酬に含めて計算します。

事例

賞与等が支払われたときに、賞与支払届が届出されていない。

賞与等が支払われたときには、「被保険者賞与支払届」の届出が必要です。

「被保険者賞与支払届」の対象となる賞与は、賃金、給料、俸給、手当、賞与その他いかなる名称であるかを問わず、労働者が労働の対償として受けるもののうち、年3回以下の支給のものです。なお、年4回以上支給されるものは標準報酬月額の対象とされ、また、労働の対償とみなされない結婚祝金等は、対象外です。

※日本年金機構に登録している賞与支払予定月に、いずれの被保険者及び70歳以上被用者に対しても賞与を支給しなかった場合は、「健康保険・厚生年金保険 賞与不支給報告書」の提出が必要となります。

随時改定Q&A

Q

給与計算期間の途中で昇給した場合、どの時点を起算月として随時改定の判断を行いますか。

例：当月末締め翌月末払いの給与で、当月15日以降の給与単価が上昇した場合。

昇給・降給した給与が実績として1か月分確保された月を固定的賃金変動が報酬に反映された月として扱い、それ以後3か月間に受けた報酬を計算の基礎として随時改定の判断を行います。

例示の場合であれば、給与単価が上昇した翌月支払の給与は単価上昇の実績を1か月分確保できていないため、翌々月を3か月の起算点として随時改定の可否を判断します。

協会けんぽ 2025(令和7)年度決算のお知らせ

2025年度の決算の概要

2025年度の決算は**収入が12兆3,406億円、支出が11兆6,611億円、収支差は前年度から209億円増加し、6,795億円**となりました。

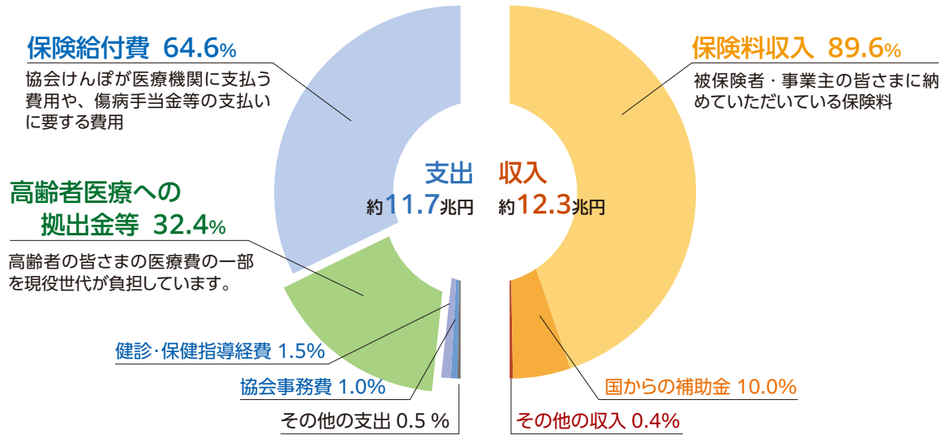
保険料収入は、賃上げや被保険者数の増加により前年度比4,057億円の増加となりました。保険給付費は加入者1人当たり保険給付費が増加した影響で前年度比2,818億円の増加となっています。また、拠出金等は後期高齢者支援金が増加した影響で前年度比1,634億円の増加となりました。

※詳しくは、協会けんぽのホームページをご覧ください。

■ **2025年度決算　医療分** (単位：億円)

収入	保険料収入	110,546	(+4,057)
	国庫補助等	12,383	(+693)
	その他	477	(+132)
	計	123,406	(+4,881)
支出	保険給付費	75,369	(+2,818)
	拠出金等	37,829	(+1,634)
	その他	3,413	(+220)
	計	116,611	(+4,672)
単年度収支差		6,795	(+209)

※(　)内は、前年度比
※ 支出の「その他」は下図の「健診・保健指導経費」「協会事務費」「その他の支出」の合計



Q. 2025年度の決算は黒字でしたが、協会けんぽの財政は今後どのような見通しなのでしょうか？

A. 協会けんぽの財政は、当面、賃上げ等により保険料の増加が見込まれるものの、

・現在の不安定な世界情勢が我が国の経済社会に及ぼす影響が不透明であり、これまでのような**保険料収入の増加が中長期的に継続するか予測が難しい**こと
・協会けんぽ加入者の平均年齢の上昇や医療の高度化等により**保険給付費の継続的な増加が見込まれる**こと
・団塊の世代がすべて後期高齢者になったことにより**後期高齢者支援金が中長期的に高い負担額のまま推移することが見込まれる**こと

等に留意が必要と考えています。

また、医療費については、物価や賃金、人手不足等の医療機関等を取りまく環境の変化に対応するため、2026(令和8)年度診療報酬改定において、診療報酬(本体部分)の改定率が3.09%(2026年度：+2.41%、2027年度：+3.77%)と高い伸び率とされ、2026年6月以降の医療費に反映されることなどから、今後の動向を注視する必要があると考えています。

※2026年度は平均保険料率を10.0%から9.9%に引き下げたほか、国から交付される国庫補助が2026年度から3年間減額されることとなっています。

事業主・加入者のみなさまへ

令和8年度 被扶養者資格再確認のご協力のお願い

協会けんぽでは、保険給付の適正化を目的に、健康保険法施行規則第50条に基づき、健康保険の被扶養者となっている方が、現在もその状況にあるかを確認させていただくため、被扶養者資格の再確認を実施しております。

被扶養者資格の再確認は、被扶養者の方の現況確認だけではなく、加入者みなさまの保険料負担の軽減につながる大切な確認となりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

令和8年度の予定



●送付時期
令和8年10月下旬から11月中旬(予定)にかけて順次送付いたします。

●提出期限
令和8年12月11日(金)

●確認の対象となる方
以下のいずれかに該当する被扶養者
①健康保険の資格が重複している可能性が高い方
②同居が扶養認定の要件となっている続柄の方のうち、被保険者と別居している可能性が高い方
③令和7年中の課税収入額が130万円(60歳以上の場合は180万円、19歳以上23歳未満かつ配偶者でない場合は年間収入が150万円)の金額を超過している方(18歳未満の者や令和8年4月1日以降に認定された者を除く)
※ 上記に該当する被扶養者がいない場合は、被扶養者状況リストはお送りいたしません。

令和７年度の実績

令和７年度被扶養者資格の再確認にご協力いただき、誠にありがとうございました。
被扶養者資格の再確認の実施により、被扶養者の解除となった方は次のとおりです。



被扶養者の解除となった方：約18.8万人
被扶養者の解除により見込まれる前期高齢者納付金の負担軽減額：約6億円

なお、被扶養者の解除となった理由として、「就職して健康保険の資格を取得したものの、被扶養者から解除する届出を年金事務所へ提出していない」というものが多くを占めています。

就職や一定の収入を超えた場合など、被扶養者の条件に該当しなくなったときは、その都度「健康保険被扶養者(異動)届」の提出が必要です。被扶養者に異動があった場合は、すみやかな届出をお願いいたします。

健康サポート(特定保健指導)のご案内

健康サポートとは?
(特定保健指導)

健康診断の結果から、生活習慣の改善が必要と判断された**40歳以上の被保険者(加入者ご本人)様**へ保健師・管理栄養士が**無料で個別にアドバイス**を行うものです。

＊健康診断の結果に基づいた今の身体の状態　＊食生活・運動・休養・嗜好品の取り方 など

～健康サポートのご利用方法は３つ!～

①健診機関での当日面談

＊後日の日程調整や場所の確保をする必要がありませんので便利です。
＊健診当日に健康サポート(特定保健指導)が受けられる健診機関は、協会けんぽ岩手支部のHPでご確認ください。

②保健師・管理栄養士による事業所訪問

＊協会けんぽ岩手支部の保健師・管理栄養士がお勤め先に訪問し、対象者様と面談を行います。

③ICTによるオンライン面談

＊協会けんぽの委託業者と対象者様をオンラインでつないで面談を行います。
お手持ちのタブレットやスマートフォンでもご利用いただけます。
＊対象者様の都合の良い時間や場所で受けていただくことができるため便利です。

特定保健指導についてはこちら!

被扶養者(ご家族)様 の健康サポート(特定保健指導)はこちら!

健康診断の結果から、健康サポート(特定保健指導)の対象となった方は、受診券(セット券)を利用して、特定健診当日から1週間以内に利用できる場合がありますので、受診先の健診機関にお尋ねください。1週間以内に利用されなかった方には、後日ご自宅に「特定保健指導利用券」をお送りいたします。

健診機関での当日面談の他、協会けんぽ岩手支部の窓口で受けることも可能です。

被扶養者(ご家族)様はこちら!

健康サポート(特定保健指導)にかかる外部委託機関について

協会けんぽ岩手支部では、加入者様の健康の保持増進をより一層図るため、健康サポートの一部を外部機関に委託して実施しております。お忙しい中大変恐縮ですが、以下の業務について委託業者より連絡がありましたら、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

事業名	委託事業者名	所在地	電話番号
被保険者に対する 特定保健指導継続的支援等 業務委託	株式会社ベストライフ・プロモーション	神奈川県川崎市 中原区下小田中2-12-5	044-754-4100
被保険者に対する ICTを活用した 特定保健指導業務委託	SocioFuture(ソシオフューチャー)株式会社 健康サポートセンター※	北海道江別市2条5-9-2 えべつみらいビル	0120-537-143

※SocioFuture(ソシオフューチャー)株式会社は、岩手支部の加入者様のほか、他支部(岩手支部以外)の加入者様(岩手支部と契約している健診機関で受診された方に限ります)への特定保健指導案内・勧奨業務も行っております。そのため、岩手支部に加入されていない事業所様・加入者様にご連絡を差し上げることがございますのでご承知おきのほどお願いいたします。



外部委託についてはこちら!

社労士通信 vol.39

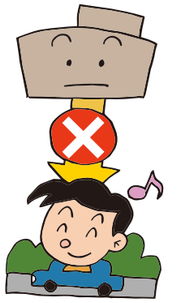
「つながらない権利」について、検討を進めましょう!

社　長　**お客様からの問い合わせについて、有給休暇中の係長の個人スマホにメールをしたが返信が無いと課長が困っているんだ。**



社労士　お客様への返答が出来ずにお困りですね。スマホが一般的になり、いつでもメールができる環境になってからずいぶん経ちましたね。

社　長　**必ず返信するよう指導したいのですが、勤務時間外の業務連絡に何か明確なルールがあるのかな？**



社労士　明確なルールは無く、急速な技術の発達に法律等が追いついていないのが現状です。現行の労働法では休日、休憩時間などの勤務時間外は労働者が「使用者の指揮命令下」から完全に開放されていることが必要です。

電話応答やメール返信の義務化は実質的な「労働時間」と見なされる可能性があります。時間外労働としてカウントされ、賃金が発生したり、休日であれば改めて別の日を休日に指定したりする必要が出てくる可能性があります。

社　長　**我が社では、どうすれば良いだろうか？**

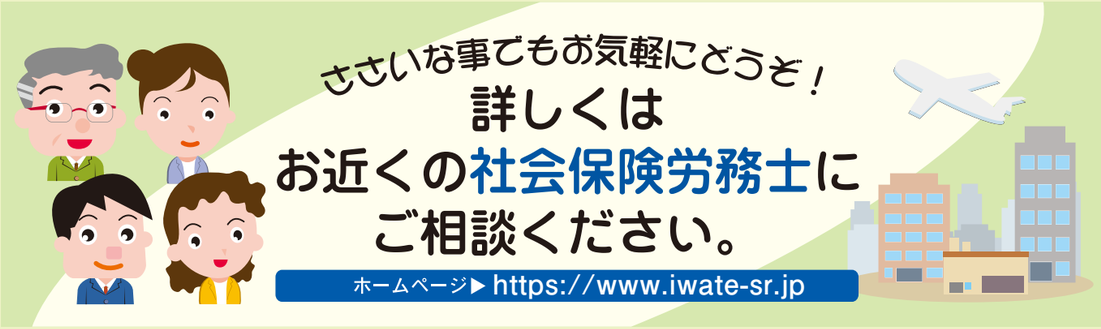
社労士　労働者が勤務時間外の業務連絡を受けない権利を「つながらない権利」と呼ぶことがあります。労働基準関係法制研究会報告書では2027年に予定されている次回の労働法改正で「つながらない権利」に関してガイドラインの策定が検討されています。

安全配慮義務、労働者の心身の健康保持増進や働き方改革の観点からも、メール等の送信可能時間帯の明確化や、緊急を要する事案でやむを得ず勤務時間外に応対させた場合は時間外労働として取り扱うなどの社内ルールを検討されることをお勧めします。

2027年予定の労働法改正については、準備期間に余裕があります。時間をかけて業務改善に取り組まれてはいかがでしょうか。

困ったときは、相談に乗りますので、お声がけください。







社会保険協会からのお知らせ

会費納入の御礼とお願い

平素より当協会事業へのご理解とご協力につきまして心より感謝申し上げます。「2026年度岩手県社会保険協会会費」の払込につきまして早速納入いただき、ここに感謝を申し上げます。

さて、2026年度の年会費について口座振替の事業所様は7月6日（月）振替させていただきました。ご指定口座へは、《RL)イワテシャホキョウカイヒ》と表示されておりますのでご確認願います。

また、口座振替以外の事業所様は「社会保険いわて5月号」へ「コンビニ・ゆうちょ(郵便局)併用払込用紙」を同封しておりますので、ご確認のうえ納入につきましてよろしくお願い申し上げます。(払込用紙に納入期限が印字されていますが、10月末まではご利用できます。)

なお、「払込用紙」を紛失された場合は当協会（電話：019-625-2772）までご連絡いただければ再発行いたしますが、その際はコンビニ専用の用紙になりますのでご了承ください。

施設利用会員証（WEB版）のご案内



優待施設一覧

★船員保険会
★高輪・品川プリンスホテル限定
★プリンスホテルグループ
★アイコニア・ホスピタリティ
★HMIホテルグループ
★ダイワロイネットホテルズ
★クア・アンド・ホテルグループ
★個別契約施設

ホームページ➡【会員特典】➡施設利用会員証申込書(WEB版)をダウンロード➡必要事項を記入後、当協会あて郵送またはEメールで申込。

施設利用会員証のWEB版は、パスワードと事業所名を入力するだけで事業所内の何人でもご利用できます。

ご希望される場合は、当協会ホームページより申込書をダウンロード。

①メールまたは切手を貼付の返信用封筒を同封のうえ郵送でお申し込みください。

紙版の会員証をお持ちの事業所様もWEB版のお申し込みでご利用できます。

従来の紙版も引き続き発行していますので、お申し込みください。

住所：〒020-0021 盛岡市中央通一丁目6番26号
Eメール　i-kyokai@syahokyo-iwate.com

社会保険協会からのお願い　事業所所在地等を変更されたときはご連絡ください

事業所の名称･所在地･電話番号を変更された場合は、年金機構への届出と同時に当協会にもご連絡をお願いいたします。

変更届　（送付先）**FAX 019-626-0252**　一般財団法人岩手県社会保険協会

会員番号 □－□□－□□□－□□□□□　（宛名ラベルの下にあります）

変更日　年　月　日

	変更前(全事項記入願います)	変更後(変更事項のみ記入願います)
ふりがな		
事業所名		
所在地	〒　—	〒　—
	電話	電話

岩手県内の年金出張相談所及び年金相談につきましては事前予約制となっています。
当協会ホームページの**「岩手県年金出張相談所開設案内」**より日程や連絡先などをご確認ください。

ホームページがご覧になれない場合は、以下の『日本年金機構専用ダイヤル』へお問い合わせください。

「来訪相談予約受付専用電話」
0570-05-4890

「年金相談に関するお問い合わせ」
0570-05-1165

編集・発行／一般財団法人 岩手県社会保険協会　〒020-0021 盛岡市中央通1丁目6番26号　電話019-625-2772